

## 提案仕様書

(「おむつ定期便事業」業務委託 ②見守り・子育てサポート情報提供業務委託)

### 1 業務目的

虐待等のリスクの最も高いといわれる0歳児の家庭に対して、毎月、定期的に関わりを持ち、不安や悩みを聴きながら見守りを行うため、満1歳の誕生日まで月に1回の宅配によるおむつ等の支給を行い、あわせて配達員が、配達ごとに不安や心配ごとがないかなど声を掛け、見守るとともに、赤ちゃんの健やかな成長に役立つ様々な情報をお届けすることにより、赤ちゃんの健やかな育ちを支援する。

### 2 対象

#### (1) 対象者

明石市（以下「市」という。）に住所を有する0歳児及びその保護者

#### (2) 予定対象者数

2023年度 28,800人（配達月 2023年4月～2024年3月）

毎月2,400人

2024年度 28,800人（配達月 2024年4月～2025年3月）

毎月2,400人

2025年度 28,800人（配達月 2025年4月～2026年3月）

毎月2,400人

2026年度 28,800人（配達月 2026年4月～2027年3月）

毎月2,400人

2027年度 28,800人（配達月 2027年4月～2028年3月）

毎月2,400人

### 3 業務場所

明石市内全域

### 4 履行期間

2023年4月1日から2028年3月31日まで

なお、契約締結日から2023年3月31日までは準備期間とし、この間においては委託料は一切発生しない。

### 5 業務内容

#### (1) 概要

子育て経験や知識のある配達員が、0歳児の保護者に不安や心配ごとがないかなどの声をかけ見守りを行う。保護者や赤ちゃんと出会うきっかけとして、毎月3,000円相当の赤ちゃん用品を配達し、赤ちゃんの健やかな成長に役立つ様々な情報をお届けする。

#### (2) 主な内容

##### ① 0歳児の見守り業務

受託者は、次の業務を行うこと。

ア 配達先の様子を確認

おむつ等の配達時に保護者と会話をを行い、子育ての不安の有無、保護者や赤ちゃんの健康状態を確認する。

イ 子育てサポート情報の提供

配達時に市が作成する赤ちゃんの健やかな成長に役立つ様々なサポート情報をお届けする。サポート情報は市が編集しデータを提供する情報紙を印刷し配達すること。

ウ 保護者からの相談への対応

保護者から育児相談等があれば傾聴し、配達員の子育て経験を通じた体験談を伝えるなど、育児負担の軽減を図る。また、相談内容に応じて市の子育てサービスや関係部署を紹介する。

エ 市への報告

配達時の状況、配達員が感じたことなどについて、毎月市に報告する。

なお、児童虐待が疑われる場合や児童虐待に発展しそうな事例、保護者が疲労困憊している事例など緊急性が高いと判断した場合は速やかに市に報告すること。

オ 配達員への研修

受託者は配達員に対し、見守りに係る研修（接遇、クレーム対応、個人情報保護等の基本的な研修）及び配達業務に係る研修（安全運転や事故防止、危険回避等）を行うこと。

また、配達員と事業責任者は市が実施する研修への参加を必須とする。市では、事業目的や内容の説明、市の子育てサービスの概要、訪問時の見守りのポイント等の研修を実施する。

カ 見守りマニュアルの作成

受託者は市と協議のうえ、本事業の流れ、訪問に際しての対応、行政へ繋ぐ事例、個人情報保護等の留意事項、Q&Aなどを記載したマニュアルを作成する。

キ 見守りチェックシートの作成

受託者は市と協議のうえ、配達員が実施する見守りの内容について、見守りチェックシートを作成し、配達員全員が本シートを使用することで見守りの質の平準化や維持・向上を図り、どの配達員でも同じ視点を持って見守りができる体制を構築すること。

②おむつ等の宅配業務

受託者は、次の業務を行うこと。

ア 市が支給決定した対象者の情報を市から提供を受け、宅配に係る日程調整等を行う。

イ 対象者が希望した支給対象品を月1回、対象者の自宅に配達する。原則、赤ちゃんの誕生月の3か月経過後から満1歳の誕生月まで最大10回の配達を行う。（4月生まれの場合、7月から翌年4月まで）なお、他の宅配業務など本業務以外の業務をあわせて行うことはできない。

ウ 宅配は、週5日（原則月曜日から金曜日。ただし国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日及び12月29日から1月3日までの日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に行うこととし、共働き世帯等からの希望があれば土曜日配達についても可能な限り対応すること。ただし、市との協議により変更することができる。

エ 宅配の内容及び日時は、電話・メールにより、又は、直近の宅配時に対象者に連絡すること。なお、対象者から宅配の内容及び日時の変更の申し出があった場合は、可能な限り応じること。

オ 宅配完了時に対象者又はその代理人（祖父母等）から、受領確認を受けること。

カ 支給対象品は、衛生管理に留意し、個包装を開封せずに宅配すること。

キ 支給対象品の製造中止や仕様変更等の理由により、支給対象品を納品できない可能性が判明した時は、速やかに市と協議をすること。

ク 宅配時に対象者が不在の場合は、再配達するか、対象者が指定する場所に留守置きすること。なお、留守置きした場合は、電話等適切な方法により受取確認を行うとともに、見守りチェッ

クシートに基づいて見守りを行い、記録をすること。

ケ 市が作成する子育て支援事業に関するチラシ等を宅配に合わせて配付依頼をする場合は対応すること。(月齢8か月の子育て情報紙と一緒にサポートノート「かけはし」を配付するなど。)

コ 宅配時には、明石市の業務であることを表示した車両を使用すること。

### ③受付等業務

受託者は、次の受付業務を行うこと。

ア 郵便、電話、メール、アプリ等対象者が利用しやすい方法により、支給対象品の注文・変更、配達日時の変更、宅配先の変更、宅配の一時中止・再開等に対応できる体制を構築すること。

イ 電話受付は、週5日(原則月曜日から金曜日。ただし国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日及び12月29日から1月3日までの日を除く。)の午前9時から午後5時まで行う。ただし、市との協議により変更することができる。

### ④カタログ作成業務

受託者は、対象者に配付する支給対象品のカタログを市の確認を受けて作成すること。

カタログはA4版カラー4ページ以内とし、市が指定する期日までに必要部数を納品すること。

また、対象者が市の積算数値より増加し、カタログの追加作成が必要になった場合や商品の製造中止や仕様変更等によりカタログの訂正の必要があると市が認めた場合は、受託者の負担により速やかに追加で作成すること。

### ⑤アンケートの実施及び集計

年に1回以上、対象者にアンケートを実施し、結果の集計を行うこと。

アンケートの内容、実施時期、集計方法等については、市と協議を行うこと。

### ⑥実績報告書の作成(おむつ等支給業務委託(単価契約)と共通)

受託者は、本事業に係る宅配記録及び子育て家庭の見守り業務に関する受付簿等必要な書類を整備するものとする。また、対象者ごとに月末締めで集計を行い、以下の項目を網羅した宅配実績一覧表を作成の上、実績報告をまとめ、翌月10日までに市へ報告すること。

実績報告の項目については次のとおりとする。ただし市との協議により変更する場合がある。

ア 宅配世帯数

イ 支給対象品別の単価及び支給個数

ウ 宅配方法(手渡し、留守置き、配達不可など)

エ 乳児の健康状態(前回やこれまでと違う点も含む)

オ 保護者の健康状態(同上)

カ 対象世帯の状況(玄関付近や室内の様子、異臭の有無、乳児の衣服や兄弟の様子など)

キ 相談内容の内訳(子育て相談のほか、自身や家族の悩み、愚痴や雑談など)

ク 関係機関への連絡の有無(有の場合は連絡先や連絡内容など)

ケ その他宅配時に気になった事項

### (3) 配達員と配達体制について

配達員は子育て経験のある女性であることを基本とする。

なお、保育士や保健師等子育てに関する資格がある者や、学校・専門機関等において保育等の知識を習得した者を優先的に雇用するように努めること。

また、配達の体制やスケジュールは、適切な見守り業務を行うことができるよう配慮すること。

## 6 委託料について

### (1) 見守り・子育てサポート情報提供業務

各会計年度における支払限度額を年2回で均等割りした額について半期ごとに支払う。

### (2) 支払条件

前金払 無

部分払 2023年度～2026年度 有 各会計年度における支払限度額を年2回で均等割りした額について半期ごとに支払うものとする。

2027年度 有（1回以内） 2027年度支払限度額を年2回で均等割りした額について半期ごとに支払うものとする。

残額完了払 なお、端数が生じる場合は各会計年度の最終の支払いで調整する

## 7 情報公開、個人情報の保護

### (1) 情報公開

本業務を通じて、受託者が取り扱う情報の管理については、明石市情報公開条例（平成14年明石市条例第5号）に定められた必要な措置を講ずることにより、適正に管理しなければならない。

また、委託者は、受託者が保有する情報について開示請求があったときは、受託者に対して、当該情報を提出するよう求めるものとし、受託者は、速やかにこれに応じなければならない。

### (2) 個人情報の保護

本業務を通じて、受託者が取り扱う個人情報については、明石市個人情報保護条例（平成13年明石市条例第1号。以下「個人情報保護条例」という。）の規定に基づき、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

### (3) 守秘義務について

受託者又は本業務に従事している者（以下「職員等」という。）は、本業務により知りえた個人情報を第三者に漏らしたり、又は不当な目的に使用してはならない。

このことは、契約期間が満了し、若しくは契約を解除されたときも、又は職員等がその職務を退いた後においても、同様とする。

## 8 業務の再委託に関する事項

受託者は、業務の全部又は大部分を第三者に委託し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。なお、業務の一部を再委託する場合は、予め再委託申請書を提出し、委託者の承諾を得なければならない。

## 9 その他

(1) おむつ等の宅配は、2020年10月から開始している業務であり、現在の委託期間が2023年3月31日に満了することに伴い、新たに業務委託先を選定するものである。

(2) 配達日から6か月間については、対象者からの問い合わせに対応すること。履行期間終了後についても同様とする。

(3) 本仕様書に明記されていない事項であっても、当然必要と認められる本業務に付帯する軽微な業務については、受託者の負担による。

(4) 本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者との協議により決定する。